

危険物新聞

危険物取扱者免状返納命令に 違反減点制 近く実施か

消防法令違反の抑止を図るため、危険物取扱者の免状返納命令制度があるが、全国的な運用基準がないため、各都道府県で返納命令が発令された例はきわめて少ない。

消防庁では、昭和61年に「危険物取扱者制度の運用について」検討されたが、免状返納命令については、別途に検討することとなり、昭和63年度に「危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準検討委員会」が設置され、本年3月その委員会報告書がまとめられた。この報告書に基づき各府県並に全国消防長会と調整の上運用基準を制定し、早ければ今秋から実施される運びとなった。

その報告書によると、免状返納命令の運用基準の概要は次のとおりである。

危険物取扱者の消防法令違反行為を、その種別ごとに違反点数を定め、その点数の累積に応じ、注意、厳重注意の行政措置を行うとともに、ある点数(20点)以上になると免状返納を発令するということである。

| | |
|-------------|----|
| 例えば、保安講習未受講 | 4点 |
| 運搬基準違反 | 4点 |
| 移動タンク・免状不携帯 | 4点 |
| 定期点検記録保存違反 | 3点 |
| 資格外危険物の取扱い | 8点 |

第440号
発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会
編集 松村光惟
大阪市西区新町1丁目5-7
四つ橋ビル
TEL (531) 9717・5910
定価 1部 60円

もちろんこの制度の実施については、関係機関の緊密な連携のもと、慎重かつ公正に行われるべきで、注意勧告や免状返納措置は、違反の防止、ひいては違反による災害発生を防止することが目的である。

平成2年度 第2回危険物取扱者試験

10月10日(祭)近大で

消防試験研究センターでは、大阪府下の平成2年度第2回危険物取扱者試験を次により実施することになった。

- ▷試験日 10月10日 午前 乙種4類
午後 甲種、乙種1~6類、丙種
- ▷試験場 近畿大学(東大阪市)
- ▷申請日 9月6日(木)、7日(金)
- ▷申請場所 大阪府職員会館

甲種の講習も実施

今回は、甲種の講習も8頁掲載のとおり実施する。

休日コース、電話受付はじまる

休日コース(定員100名)については、定員が少ない関係上、いつもの様に電話予約による受付をしている。希望者は電話(06-531-9717)で予約されたい。満席次第締め切ります。

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フロートスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(358)9467(代表)

株式会社技研

〒530 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技研ビル ☎358-9467~8

ソフト面からみた 危険物規制Q&A

(第4回)

大阪市消防局
危険物研究分科会

Q 7 許可施設において、危険物の取扱いに習熟している者であれば危険物取扱者の立会いがなくても危険物を取り扱うことができるか。

A 7 いいえ。危険物取扱者以外の人は、いくら危険物の取扱いに習熟していても、危険物取扱者の立ち会いがなければ、危険物を取り扱うことはできません。



〔参考条文〕

法第13条③ 製造所、貯蔵所及び取扱所においては、危険物取扱者（危険物取扱者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）以外の者は、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ、危険物を取り扱ってはならない。

Q 8 丙種危険物取扱者免状をもっていれば、許可施設において、ガソリンを取り扱うことができるか。

A 8 はい。丙種危険物取扱者が取り扱っている危険物は、第4類のうち、ガソリン、灯油、軽油、第3石油類（重油、潤滑油及び引火点130℃以上のものに限る。）第4石油類及び動植物油類だけです。但し甲種や乙種の危険物取扱者と異なり、立ち会いはできません。



〔参考条文〕

規則第49条法第13条の2 第2項の規定により、危険物取扱者が取り扱うことができる危険物及び甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者がその取扱作業に関して立ち会うことができる危険物の種類は、甲種危険物取扱者にあってはすべての種類の危険物とし、乙種危険物取扱者にあっては当該乙種危険物取扱者免状に指定する種類の危険物とし、丙種危険物取扱者にあってはガソリン、灯油、軽油、第3石油類（重油、潤滑油及び引火点130度以上のものに限る。）、第4石油類及び動植物油類とする。



ハツタは先端技術とふれあいの心をいかします
Hi-Tech & Hi-Touch
ハイテック＆ハイタッチ

平成の新しい時代——

社会を火災から守るという創業時の信念を貫きながら
新しいメッセージでスタートします**HATSUTA**

営業品目

消火器／消火装置(システム)／消火薬剤

特機商品／防災商品／自火報



株式会社 初田製作所

本社・工場 / 〒573 大阪府枚方市招提田近3丁目5番地
TEL(0720)56-1281(大代) FAX(0720)56-1472

Q 8 危険物を貯蔵する棚や架台は、木製のものでもよいのか。

A 8 いいえ。木製品など燃えるものを使用してはいけません。

[参考条文]

規則第16条の2の2①(1) 架台は、不燃材料で造るとともに、堅固な基礎に固定すること。

規則第16条の2の2①(2) 架台は、当該架台及びその附属設備の自重、貯蔵する危険物の重量、地震の影響等の荷重によって生ずる応力に対して安全なものであること。

規則第16条の2の2①(3) 架台には、危険物を収納した容器が容易に落下しない措置を講ずること。

(次号へつづく)

執務資料を通達 5月22日付

自治省消防庁

自治省消防庁は、5月22日付けで危険物規制関係執務資料を通達した。この資料は、危険物法令の改正に伴い、法令の運用を行う上で各種の質疑に対し、消防庁が回答したものである。執務資料として参考に供したい。

1 法別表関係

問1 次のような成分の物品は、どの品名に該当することとなるのか。

| A (%) | B (%) |
|---------------|---------------|
| エチルアルコール 80.0 | エチルアルコール 67.0 |
| メチルアルコール 11.0 | グリセリン 5.0 |
| アセトン 9.0 | 非危険物 3.0 |
| | 水 25.0 |

| C (%) | D (%) |
|----------------|---------------|
| 変性アルコール 55.0 | エチルアルコール 60.0 |
| エチルアルコール 48.5 | グリセリン 25.0 |
| 変性剤(フレーバー) 6.5 | 香料 微量 |
| 非危険物 9.0 | 植物成分 5.0 |
| 水 36.0 | 水 10.0 |

| E (%) | F (%) |
|---------------------|------------------|
| イソプロピルアルコール 15.0 | 変性アルコール 86.3 |
| プロピレンギコール 10.0 | エチルアルコール 85.5 |
| ポリエチレンギコール 5.0 | 変性剤(トルエン) 0.8 |
| 非危険物 28.0 | トルエン 1.5 |
| 水 42.0 | メチルイソブチルケトン 12.2 |

注) アルコール以外の成分で下線を引いたものは、危険物に該当

- 答・A及びBは、第4類の「アルコール類」に該当する。
 ・Cは、規則第1条の3第4項第2号に該当する場合を除いて「アルコール類」に該当する。
 ・D及びFは、引火点に応じた第4類の「石油類」に該当する。
 ・Eは、規則第1条の3第5項又は第6項に該当する場合を除いて引火点に応じた第4類の「石油類」に該当する。

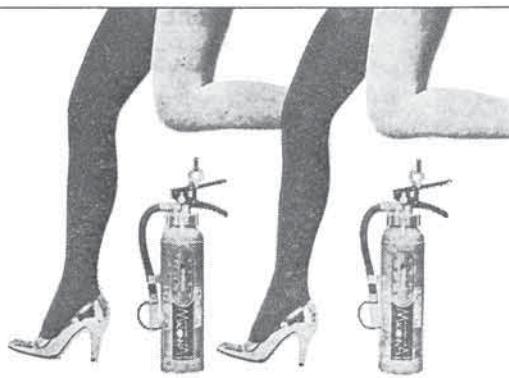
すなわち、炭素数1~3の飽和一価アルコール又は変性アルコールを成分として有する物品については、これらアルコール又は水以外の成分(第三成分)の含有率が10%未満であり、第三成分中に危険物に該当する化合物等が存する場合にあっては、当該化合物等の割合が炭素数1~3の飽和一価アルコール又は変性アルコールの合

安全が見える窓つき またひとつ超えました。



森田ポンプ株式会社

本社/〒544 大阪市生野区小路東5-5-20 TEL(06)751-1351(代)
営業所/東京・大阪・名古屋・仙台・福岡・高崎
静岡・富山・広島・松山・札幌・旭川



計量の10%未満である場合には、第4類の「アルコール類」に該当するものである。

なお、「変性アルコール」とは、アルコール売捌規則(昭和12年大蔵省令第11号)第11条の2第2項により工業用アルコールを変性したものという。

2 位置、構造及び設備の技術上の基準等関係

(1) 製造所

(規則第13条の5関係)

問1 火災時における配管の支持物の変形を防止するため、有効な散水設備を設けた場合、規則第13条の5第2号ただし書の「火災によって当該支持物が変形するおそれのない場合」に該当すると解してよいか。

答 お見込みのとおり。

(2) 移動タンク貯蔵所

(規則第62条の4関係)

問2 移動タンク貯蔵所の定期点検(水圧試験)を実施するにあたり、移動貯蔵タンクを一時的に車両から取り外す場合、変更許可申請等の手続が必要か。

答 必要ない。

(3) 給油取扱所

(令第17条第2項関係)

問3 規則第25条の4第1項第1号の用途である油庫が下図の位置にある場合で、当該油庫の空地に面する側の壁に設ける出入口が隨時開けることができる自動閉鎖のものであるときは、下図の空地については、規則第25条の8第2号の奥行に係る規定について令第23条を適用して差し支えないか。

答 差し支えない。

(4) 消火設備

(令第20条関係)

問4 著しく消火困難な製造所で、高さ6m以上の部分において危険物を取り扱う密封構造の塔槽類については、消防に十分な量の窒素ガスを保有する窒素ガス送入設備を設けることにより、令第23条の規定を適用し、第三種消火設備を設けないこととして差し支えないか。

答 差し支えない。

3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

(規則第38条の4関係)

問1 規則第38条の4第2号の規定により第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所において、可燃性固体類若しくは消防法別表の第4類の項の品名欄に掲げる物品を主成分として含有するもので危険物に該当



ヤマト消火器株式会社が社名を変更し、
ヤマトプロテック株式会社として、
大きくはばたいています。
今後ともよろしくお願ひいたします。

ヤマトプロテック株式会社

東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)446-7151代
本社 〒537 大阪市東成区深江北2-1-10 TEL.(06)976-0701代

**YAMATO
PROTEC**

■営業品目 ■ビル防災設備/プラント防災設備/避難・警報設備/家庭用防災機器/各種防災機器/各種消火器

■名古屋・札幌・仙台・新潟・大宮・八王子・千葉・横浜・静岡・富山・神戸・尾道・広島・松山・福岡・鹿児島/大阪工場

しない物品（可燃性液体類を含む。）を貯蔵することができるが、第4類の危険物の第3石油類と動植物油類を貯蔵している屋外タンク貯蔵所が同一防油堤内に設置されている場合には、当該動植物油類の屋外タンク貯蔵所について改正法附則第5条第2項の規定に基づき第4類の危険物の屋外タンク貯蔵所として継続届出が行われた場合に限り、施行日以降当該防油堤内において可燃性液体類となる動植物油類の貯蔵を行うことができると解してよいか。

答 お見込みのとおり。

4 運搬の基準関係

（規則別表第3及び別表第3の2関係）

問1 運搬容器の「最大容積」とは、当該容器の内容積と解してよいか。また、「最大収容重量」とは、内装容器又は危険物を直接収納する外装容器にあっては、収納基準に従って収納された場合の収納危険物の最大重量と、内装容器と外装容器との組合せによる場合の外装容器にあっては、外装容器に収納される内装容器の重量と収納危険物の重量とを合算した最大重量と解してよいか。

答 前段、後段ともお見込みのとおり。

問2 規則別表第3及び別表第3の2に規定する「不活性の緩衝材」とは、収納する危険物と反応を起こさない緩衝材をいうと解してよいか。

答 お見込みのとおり。

<参考>

平成2年5月22日、消防危第52号「危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する告示の一部を改正する告示の施行について」より。

3 過酸化水素を含有する物質の収納・運搬容器に係る経過措置に関する事項

危険物を収納・運搬する容器の構造及び最大容積については、規定の整備が図られ、平成2年5月23日から施行されることとされたところであるが、第6類の危険物のうち過酸化水素を含有する物質でその含有率が55%以下のものについて、経過措置として、当分の間、従来通り、最大容積30リットル以下のプラスチック容器で収納・運搬できることとされたこと。（改正規則附則第24条第2項関係）

4 運搬容器の試験基準に関する経過措置に関する事項

危険物を運搬する容器については、試験基準に関する規定の整備が図られ、平成2年5月23日以降、原則として、一定の試験において一定の基準に適合する性能を有しなければならないこととされたところであるが、従来から使用されていた危険物の運搬容器の中には、試験基準に適合しないこととなるものも出て来ることにかんがみ、危険性を勘案し、所要の経過措置が講じられたものであること。

(1) ガラス容器に関する事項

危険物の運搬容器のうち内装容器がガラス容器であ

"まさか"より "もしも"で 守ろう 危険物



暮らしに安心と安全をお届けする

屋内外消火栓設備

スプリンクラー設備

ドレンチャー設備

泡消火設備

ガス消火設備

粉末消火設備

自動火災報知設備

避難設備

創業30年の実績と経験で信頼いただけ
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検
株式会社 三和高会

本社 大阪市西区京町堀2丁目1番17号
〒550 電話(06)443-2456(代)
平野営業所 大阪市平野区長吉出戸2丁目4番6号
〒547 電話(06)707-3341



るものについて、平成2年5月23日から1年間、運搬容器の試験基準のうち、落下試験に係る規定を適用しないこととされたこと。（改正告示附則第2条第2項関係）

(2) ペール缶に関する事項

危険物の運搬容器のうち日本工業規格Z1620に適合するペール缶（天板取り外し式のものに限る。）について、平成2年5月23日から1年間、気密試験を行う際の空気圧力が0.1kgf/cm²とされたこと。（改正告示附則第2条第3項関係）

なお、ペール缶は、その形状から金属製ドラムに該当するものであり、天板取り外し式のペール缶については、改正告示附則第2条第6項に規定する経過措置も適用されるものであること。

(3) 内装容器を有するものに関する事項

危険物の運搬容器のうち内装容器を有するものについて、気密試験については、第4類の危険物のうち引火点が0℃以上のものを収納する容器に限り、また、内圧試験については、第4類の危険物のうち危険等級II又は危険等級IIIのものを収納する容器に限り、当分の間、それぞれの試験に係る規定を適用しないこととされたこと。（改正告示附則第2条第4項及び第5項関係）

なお、動植物油類から除外される要件としての容器の試験基準についても、本経過措置の適用があることに留意されたいこと。

(告示第68条の5関係)

問3 積み重ねて積載することができない形状である燈油用ポリエチレンかん（JIS Z 1710）についてその性能確認を行おうとする場合、告示第68条の5第5項に規定する積み重ね試験を実施しないこととして差し支えないか。

答 差し支えない。

以上

<参考図書案内について>

◇危険物関係早見法令集〈注解付〉 ¥1,340

（内容：平成2年6月1日現在）

◇〈全訂〉危険物関係法令 早わかりの手引 ¥1,400

◇危険物確認試験実施マニュアル ¥2,300

◇危険物法令改正の要点 ¥ 200

大阪市危険物安全協会 06-531-5910

役員改選・正副理事長留任

(財) 大阪府危険物安全協会

㈱大阪府危険物安全協会では、第43回理事会を、7月24日、ロイヤル四ツ橋Hで開催、役員任期満了に伴う改選が行われ、次のように役員が選出された。

▷理事長 嶋田直栄（堺・高石） ▷副理事長 鴻野眞太郎（大阪） ▷副理事長 門春之（池田） ▷理事 阪本義春（摂津） ▷理事 勝井孝（東大阪） ▷理事 柴田実（枚方・寝屋川） ▷理事 石橋総太郎（松原） ▷理事 山田誠宏（柏羽藤） ▷理事 覚野久三郎（岸和田） ▷理事 片岡健造（大阪府） ▷理事 谷野幸彦（大阪） ▷理事 加藤孝雄（大阪） ▷理事 下条信治（堺・高石） ▷専務理事 松村光惟（事務局） ▷監事 松村喜美（大阪） ▷監事 井上勝春（河内長野）

7月号記事訂正

7月号（第439号）掲載の「改正に伴う当面の手続き」記事中4頁例⑦6行目の「継続届」は誤りで、「倍数変更届」に訂正します。

Safety & Fire Engineering



防火・防災機器をフルラインアップ。豊富な製品群が多様化するニーズに応えます。

安全は時代の必然。
新しいマルナカ、始動。



株式会社 マルナカ

口本 社 大阪市北区中崎西4丁目2番27号 〒530
TEL.(06)371-7775(代表) FAX.(06)372-1859

□東京本社 東京都文京区本駒込5丁目73番5号 〒113
TEL.(03)944-0161(代表) FAX.(03)944-0170

平成元年度 全国府県別・危険物取扱者試験結果 (平成元年4月~2年3月末)

| 都道府県 | 甲種 | | 乙種4類 | | 丙種 | |
|------|--------|--------|---------|--------|---------|--------|
| | 受験申請者 | 合格率(%) | 受験申請者 | 合格率(%) | 受験申請者 | 合格率(%) |
| 北海道 | 326 | 13.8 | 24,342 | 29.9 | 14,005 | 56.2 |
| 青森県 | 92 | 11.6 | 6,048 | 28.3 | 4,905 | 54.5 |
| 岩手県 | 36 | 24.2 | 6,152 | 26.5 | 4,643 | 56.7 |
| 宮城県 | 146 | 18.9 | 8,476 | 33.1 | 4,645 | 61.1 |
| 秋田県 | 37 | 6.3 | 5,166 | 26.6 | 3,747 | 39.0 |
| 山形県 | 32 | 13.8 | 3,237 | 35.0 | 2,538 | 58.6 |
| 福島県 | 234 | 17.3 | 10,832 | 26.9 | 6,376 | 48.3 |
| 茨城県 | 742 | 30.2 | 8,795 | 27.8 | 2,218 | 46.0 |
| 栃木県 | 166 | 19.6 | 7,920 | 28.2 | 4,390 | 57.8 |
| 群馬県 | 206 | 32.6 | 5,788 | 33.0 | 1,233 | 65.8 |
| 埼玉県 | 471 | 39.1 | 6,127 | 37.1 | 1,724 | 54.8 |
| 千葉県 | 1,364 | 26.1 | 8,088 | 31.1 | 1,698 | 52.8 |
| 東京都 | 646 | 37.3 | 23,739 | 37.8 | 5,306 | 61.8 |
| 神奈川県 | 1,547 | 35.5 | 8,929 | 35.9 | 3,161 | 59.8 |
| 新潟県 | 122 | 26.1 | 6,995 | 32.2 | 3,855 | 57.9 |
| 富山县 | 259 | 39.7 | 5,311 | 40.7 | 2,636 | 74.2 |
| 石川県 | 31 | 22.6 | 3,687 | 27.5 | 2,502 | 52.8 |
| 福井県 | 105 | 24.7 | 3,328 | 33.7 | 2,276 | 48.5 |
| 山梨県 | 43 | 17.9 | 1,899 | 36.5 | 1,621 | 60.7 |
| 長野県 | 112 | 35.1 | 6,317 | 33.4 | 2,437 | 56.5 |
| 岐阜県 | 102 | 23.5 | 6,607 | 28.2 | 2,975 | 46.8 |
| 静岡県 | 478 | 30.9 | 16,648 | 32.7 | 7,147 | 50.6 |
| 愛知県 | 800 | 22.6 | 18,602 | 33.9 | 11,969 | 51.6 |
| 三重県 | 379 | 28.9 | 6,860 | 30.2 | 1,515 | 51.8 |
| 滋賀県 | 236 | 25.9 | 4,839 | 29.4 | 2,192 | 37.6 |
| 京都府 | 238 | 20.5 | 6,286 | 35.8 | 2,065 | 68.6 |
| 大阪府 | 1,313 | 41.7 | 15,901 | 37.5 | 6,602 | 56.5 |
| 兵庫県 | 632 | 41.4 | 14,501 | 32.2 | 5,871 | 54.1 |
| 奈良県 | 94 | 22.4 | 1,965 | 28.6 | 883 | 41.4 |
| 和歌山县 | 152 | 32.4 | 2,238 | 29.6 | 1,213 | 51.4 |
| 鳥取県 | 7 | 66.7 | 1,489 | 44.4 | 1,213 | 68.1 |
| 島根県 | 20 | 20.0 | 3,214 | 34.6 | 1,733 | 64.7 |
| 岡山県 | 480 | 19.6 | 9,924 | 23.4 | 3,766 | 34.0 |
| 広島県 | 247 | 37.6 | 10,334 | 27.6 | 4,429 | 46.1 |
| 山口県 | 500 | 38.5 | 6,863 | 34.2 | 3,813 | 58.2 |
| 徳島県 | 41 | 17.9 | 2,506 | 33.9 | 1,408 | 60.2 |
| 香川県 | 73 | 27.0 | 2,504 | 37.6 | 1,331 | 49.1 |
| 愛媛県 | 174 | 25.4 | 4,241 | 34.7 | 2,582 | 43.4 |
| 高知県 | 10 | 33.3 | 2,299 | 32.8 | 1,714 | 48.9 |
| 福岡県 | 229 | 36.6 | 11,487 | 33.8 | 6,454 | 46.8 |
| 佐賀県 | 25 | 17.4 | 2,878 | 26.8 | 2,401 | 61.1 |
| 長崎県 | 12 | 18.2 | 5,001 | 34.2 | 3,046 | 49.1 |
| 熊本県 | 72 | 29.0 | 5,552 | 28.7 | 3,511 | 47.9 |
| 大分県 | 255 | 14.3 | 4,682 | 29.2 | 2,392 | 48.2 |
| 宮崎県 | 115 | 29.6 | 4,924 | 28.5 | 3,233 | 51.9 |
| 鹿児島県 | 30 | 28.6 | 5,906 | 26.6 | 3,438 | 45.6 |
| 沖縄県 | 45 | 12.5 | 2,775 | 21.4 | 1,359 | 41.8 |
| 合計 | 13,476 | 30.7 | 342,202 | 31.9 | 166,171 | 53.0 |

危険物取扱者養成講習ご案内

平成2年度第2回危険物取扱者試験実施に際し、受験者の予備知識向上のため、次のとおり受験準備講習会を開催いたします。

1. 日時・会場

| 種別 | 講習日 | 時間 | 会場 |
|-------|----------------------------------|------------|--|
| 甲種 | 9月19日(水)、9月26日(水)、9月27日(木) | 9時30分～16時 | 大阪府商工会館 (地下鉄本町駅ヨリ5分) |
| 乙種第4類 | 1期 9月14日(金)、9月20日(木) | 9時30分～16時 | 大阪府商工会館 |
| | 2期 9月17日(月)、9月21日(金) | 9時30分～16時 | 大阪府商工会館 |
| | 3期 9月21日(金)、9月26日(水) | 10時～16時30分 | 大阪科学技術センター (地下鉄四ツ橋線本町駅ヨリ5分) |
| | 4期 9月18日(火)、9月19日(水) | 10時～16時30分 | 堺市立勤労会館 (高野線堺東駅ヨリ13分) (阪堺線宿院駅ヨリ6分) |
| | 5期 9月11日(火)、9月12日(水) | 9時30分～16時 | 茨木市商工會議所 (茨木駅ヨリ約13分) |
| | 6期 9月27日(木)、9月28日(金) | 10時～16時30分 | 守口市民会館 (地下鉄守口駅ヨリ5分) (京阪守口駅ヨリ5分) |
| | 休日コース 9月23日(日)、9月24日(祭)、9月30日(日) | 10時～16時30分 | 大阪府立労働センター (地下鉄天満橋駅ヨリ西へ5分) |
| 丙種 | 10月2日(火) | 9時30分～16時 | 大阪府商工会館 |

2. 受付期間と場所

| 受付場所 | 日時 |
|-----------------------------------|---|
| 豊中市消防本部内 (阪急宝塚線・豊中駅より) 南へ5分 | 9月3日(月) 午前10:00～11:30 |
| 茨木市消防本部内 | 9月3日(月) 午後2:00～4:00 |
| 岸和田市消防本部内 | 9月3日(月) 午後2:00～4:00 |
| 東大阪市西消防署内 (近鉄・小坂駅北へ6分) | 9月4日(火) 午前10:00～11:30 |
| (地下鉄・守口駅前) | 9月4日(火) 午後2:00～4:00 |
| 堺市高石市消防本部 (南海・湊駅北へ6分) | 9月4日(火) 午後2:00～4:00 |
| 四ツ橋ビル8階 (地下鉄・四ツ橋駅北2号出口) | 9月5日(水) 午後1:00～4:00 9月6日(木) 午前10:00～午後4:00 |

3. 休日コースの申込方法

休日(定員100名)コースは電話(06-531-9717)で予約受付、定員に達し次第締切。

4. 受講会費(会費には、各テキスト代を含みます) テキスト不要の場合は乙種は2,000円減額。

| 種別 | 会員 | 会員外 | 備考 |
|-------|---------|---------|---------|
| 甲種 | 14,000円 | 17,000円 | |
| 乙種 | 10,000円 | 12,000円 | |
| 日曜コース | 14,000円 | 17,000円 | もぎテスト実施 |
| 丙種 | 4,000円 | 5,000円 | |

注)乙種1.2.3.4.5.6類受講者で、2種類以上の場合、各1,000円増。また、科目免除者はテキストなしで、1種類につき1,000円。